

岡山県病床機能再編支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現のため、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて医療機関（病院又は診療所であって、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するものをいう。以下同じ。）が行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止の取組を推進するため、予算の範囲内において岡山県病床機能再編支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金（医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じて支給するものをいう。以下同じ。）
- (2) 統合支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に支給するものをいう。以下同じ。）
- (3) 債務整理支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額を支給するものをいう。以下同じ。）

(交付事業者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付事業者」という。）は、下記の者であって県税に滞納がない者とする。

(1) 単独支援給付金

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した県内の医療機関の開設者又は開設者であった者

(2) 統合支援給付金

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者

(3) 債務整理支援給付金

統合支援給付金における統合後に存続している統合関係医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号口に規定する役員をいう。）が該当する場合を含む。）は、給付金の交付の対象とならないものとする。

（1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。

（2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。

（3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（支給要件）

第4条 給付金の支給要件は次のとおりとする。

（1）単独支援給付金

① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び岡山県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院等の地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編は対象とならない。）

② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

（2）統合支援給付金

① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び岡山県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

② 統合関係医療機関のうち、1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。

③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

④ 令和9年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。

⑤ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

（3）債務整理支援給付金

① 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

② 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

（給付金の算定方法）

第5条 給付金の算定方法は次のとおりとする。

（1）単独支援給付金

① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率（平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出したものをいう。以下同じ。）を

乗じた数）までの間の病床数の減少について、平成３０年度病床機能報告の数値から算出した対象３区分の病床稼働率に応じ、減少する病床１床当たり下記の表の額を支給する。

なお、平成３０年度病床機能報告から令和２年４月１日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成３０年度病床機能報告時の対象３区分の稼働病床数又は令和２年４月１日時点の対象３区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床稼働率	減少する場合の１床当たりの単価
５０％未満	１，１４０千円
５０％以上６０％未満	１，３６８千円
６０％以上７０％未満	１，５９６千円
７０％以上８０％未満	１，８２４千円
８０％以上９０％未満	２，０５２千円
９０％以上	２，２８０千円

② 一日平均実働病床数以下まで病床数を減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、１床当たり２，２８０千円とする。

③ ①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除く。

- ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・過去に令和２年度岡山県地域医療構想を推進するための病床削減等支援給付金及び本給付金の支給対象となった病床数
- ・同一開設者の医療機関へ融通した病床数

（２）統合支援給付金

① 統合医療機関ごとに、平成３０年度病床機能報告において、対象３区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象３区分の病床稼働率に応じ、減少する病床１床当たり下記の表の額を支給する。

なお、平成３０年度病床機能報告から令和２年４月１日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成３０年度病床機能報告時の対象３区分の稼働病床数又は令和２年４月１日時点の対象３区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床稼働率	減少する場合の１床当たりの単価
５０％未満	１，１４０千円
５０％以上６０％未満	１，３６８千円
６０％以上７０％未満	１，５９６千円
７０％以上８０％未満	１，８２４千円
８０％以上９０％未満	２，０５２千円
９０％以上	２，２８０千円

② 一日平均実働病床数以下まで病床数を減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、１床当たり２，２８０千円とする。

③ ①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への

転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

④ 「重点支援区域の申請について」（令和２年１月１０日付け医政地発０１１０第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に１．５を乗じて算定された額の合計額を支給する。

⑤ 「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」（令和６年７月３１日医政発０７３１第１号厚生労働省医政局長通知）に基づくモデル推進区域として設定された区域内の統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に１．５を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（３）債務整理支援給付金

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額とする。ただし、融資機関は２０年、元本に対する利率は年０．５％を上限として算定する。

２ 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条 交付事業者は、規則第４条の規定により給付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに別表に掲げる書類、誓約書（別紙１（法人用）又は別紙２（個人用））及び交付申請日前３か月以内に交付された県税の納税証明書を知事に提出しなければならない。

２ 前項において、統合支援給付金については、統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定め、統合関係医療機関を代表して代表医療機関が申請を行うものとし、代表医療機関は他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

（交付の決定）

第７条 知事は、給付金の交付申請書を受理したときは、規則第５条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の交付の決定と併せてその額を確定するものとし、その内容を申請者に通知するとともに、給付金を交付する。

（状況報告）

第８条 統合支援給付金又は債務整理支援給付金の交付を受けた交付事業者は、統合又は利子支払の状況について、次の表の書類により知事に報告するものとする。

給付金の種類	提出書類	提出期限
統合支援給付金	統合計画どおりに統合が完了したことを証する書類の写し	統合が完了した日から３０日以内
債務整理支援給付金	当該年度内の利子支払を証する書類の写し	毎年度３月３１日まで

(給付金の返還)

第9条 給付金の交付を受けた交付事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合、速やかに知事に報告しなければならない。その場合、知事は交付した給付金の全部又は一部の返還を求める。

(1) 単独支援給付金

- ① 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。
- ② 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(2) 統合支援給付金

- ① 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。
- ② 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(3) 債務整理支援給付金

- ① 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。
- ② 本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合。
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(関係書類の保存)

第10条 交付事業者は、給付金交付事業の経理に係る書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年度の給付金から適用する。
(岡山県地域医療構想を推進するための病床削減等支援給付金事業交付要綱の廃止)
- 2 岡山県地域医療構想を推進するための病床削減等支援給付金事業交付要綱（令和３年３月１９日制定）は、廃止する。

附則

この要綱は、令和７年３月１日から施行し、令和６年度の給付金から適用する。

別表（第6条関係）

給付金の種類	申請書類	添付書類
単独支援給付金	単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1－1号）	1 単独病床機能再編計画（令和9年3月31日までのものに限る。） 2 支給申請額算定シート（様式第1－2号） 3 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し等 4 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度岡山県地域医療構想を推進するための病床削減等支援給付金」又は本給付金の支給を受けている場合に限る。） 5 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）
統合支援給付金	統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第2－1号） ※ 代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署を行うこと	1 統合計画（様式第2－2号） 2 支給申請額算定シート（様式第2－3号） 3 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し等
債務整理支援給付金	債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第3－1号）	1 支給申請額算定シート（様式第3－2号） 2 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。 ・ 借入金（債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。） ・ 買掛金、未払金などその他の債務（債務の内容、金額、相手先を記載すること。） 3 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表 4 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書 5 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し